

若者定住マイホーム取得促進事業補助金について

町では、若者・子育て世代の定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的として、新たに住宅を取得する若者世帯の住環境整備に対し補助金を交付し、夫婦生活や子育て生活を支援します。

① 世帯の要件

定住の意思をもって住宅を新築または建売住宅を購入する若者世帯の世帯主であって、以下の要件に該当するもの。

- ①世帯主およびその配偶者の年齢が40歳に到達していない者で構成される世帯であること
- ②申請者とその配偶者の住宅の所有権持分を合算した割合が5割以上であること
- ③補助金を申請する年度の前年度に納付すべき市区町村の税を滞納していない者であること
- ④南三陸町暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員などないこと
- ⑤転勤、就学に伴う一時的な居住でなく、町内に5年以上生活の本拠地を置くこと



② 住宅の要件

住宅の建築（購入）に係る契約を締結した日から1年以内であれば申請可能ですが、以下の要件に該当する場合は、補助の対象となりません。

- ①公共事業の施行に伴う補償費の対象となる場合
- ②建築基準法に違反する場合
- ③東日本大震災における被災者の住宅再建に対する補助を受けて行われるものである場合
- ④居住部分の床面積が50平方メートル未満の住宅である場合
- ⑤生活するために必要な居室、台所、トイレ、浴室などを有していない場合



③ 補助対象経費

補助の対象となる経費は、住宅の建築（購入）に要する費用のうち、以下の費用を除いた経費とする。

- ①土地の取得に要する費用
- ②外構工事に要する費用
- ③仮住居などの使用に要する費用
- ④家具、家電製品などの購入に要する費用
- ⑤その他町長が住宅の建築に必要ないと認める費用



④ 補助金額

補助対象経費に10分の1を乗じて得た額（上限：100万円）

⑤ 申込方法

企画課に用意してある関係様式でお申し込みください。
※関係様式は、町ホームページからもダウンロードできます。

問 企画課 企画情報係 ☎46-1371

国民年金保険料退職（失業）による特例免除制度について

厚生年金に加入していた人が20歳以上60歳未満で退職（失業）すると、役場で国民年金の第1号被保険者になるための手続きを行い、月額16,980円（令和6年度）の保険料を納めることになります。

保険料を納めることができない人には、申請によって保険料の納付が免除される制度があります。詳しい内容、手続きなどについては下記までお問い合わせください。

問 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115 町民税務課 戸籍住民係 ☎46-1373

旧防災対策庁舎のこれからを考える意見交換会について



平成27年に宮城県と協定を締結し、宮城県において維持管理がされてきた旧防災対策庁舎については、令和6年6月30日(日)をもって宮城県から返還いただき、以後、町において所有・維持管理していくことと決定しました。

その上で、旧防災対策庁舎を活用した震災の伝承、防災教育、そして命を想う・守る取り組みなどについて、町民皆さんからご意見などをいただく場として、次のとおり意見交換会を開催します。

東日本大震災から13年の歳月が経過し、時間の経過とともに各種災害の風化といったことが懸念される昨今において、未来を生きる世代に「この町が被災した事実・歴史」を確かに伝え、その未来の命を守り続けていくための仕組みなどについて、町民皆さんと一緒に考えていきます。

- 日 時 5月24日(金) 午後6時から
- 場 所 南三陸町役場マチドマ
- その他 町民であればどなたでもご参加いただけます。

問 企画課 政策調整係 ☎46-1371

みんなでつなごう 未来の公共交通



通勤や通学、通院、買い物など生活を送る上で「移動」することは欠かせません。

この地域では車で移動することが当たり前ですが、自家用車を持たない、運転できない子どもや高齢者にとって、BRT、バス、タクシーなどの「地域公共交通」はとても重要です。

しかし、町の地域公共交通の利用者は年々減少傾向にあり、この状況が続くと、路線の縮小や運行本数の減少・廃止などを検討することにもつながっていきます。

日常生活に欠かせない地域公共交通を維持・確保していくため、町では「南三陸町地域公共交通会議」を開催し、町民皆さんや運行事業者、各行政機関にて話し合い、運行内容や今後の方向性を検討しています。

今後も地域公共交通について、ニーズなどを踏まえながら最適化を図る見直しを進めています。普段、BRTやバスを利用しない人も、「自分のこと」として捉え、公共交通を地域全体で存続させることで、ご理解とご協力をお願いします。

問 企画課 企画情報係 ☎46-1371



南三陸町公式HP内
「公共交通」